

第2号様式(1)-③

(単体発注・事前審査型)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施する。

令和8年3月9日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 業務概要

(1)	業 務 名	旧県立図書館および知事公舎施設管理業務	
(2)	業 務 場 所	那覇市	
(3)	業 務 内 容	旧県立図書館および知事公舎の設備機器の適切な管理、執務環境の維持を担う。 (別冊仕様書のとおり。)	
(4)	履 行 期 限	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	
(5)	発 注 形 態	単体発注	
(6)	資 格 審 査 方 法	事前審査型	
(7)	その他適用のある 法令、制度等 (本案件は、右表のうち、 ○印を付した制度等の)	○	最低制限価格 制度 ※本入札案件には最低制限価格（予定価格の100分の70以上）が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。
			議会議決 ※本業務に係る契約は、地方自治法第96条の規定に基づき沖縄県議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て通知したときに本契約となる。
		○	準備手続 (予算成立前) ※本業務は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約にかかる歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、本契約を除する場合がある。
			準備手続 (交付決定前) ※本手続は、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続であり、交付決定後に効力を生じる事業である。したがって、交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。
			準備手続 (繰越承認前) ※本手続は、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続であり、議会承認後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において、本業務に係る予算の繰越承認が否決された場合は、延期又は中止することがある。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越(翌償)手続の関係上、入札を延期する場合がある。
			債務負担行為業務 ※本業務は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける業務である。
(8)	適用する技術者単価	令和8年度 建築保全業務 労務単価 ※本業務の予定価格は左記に示す単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。	

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1)	資 本 金	1,000万円以上であること	
(2)	地 域 要 件	沖縄県内	沖縄県内に本社（店）を有すること。
(3)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。		
(4)	入札参加資格申請書の提出期限から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。		
(5)	<p>一般競争入札に参加することができない者</p> <p>(1) 競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日及び入札期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者</p> <p>(2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の適用を受けた者を除く）</p> <p>(3) 次のアからウに掲げる事項に該当する者</p> <p>ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という）</p> <p>イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体</p> <p>ウ 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいるもの</p>		
(6)	<p>入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取る場合は、この限りではない。</p> <p>ア 資本関係</p> <p>次のいずれかに該当する二者の場合</p> <p>(7) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合</p> <p>(4) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係</p> <p>次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>(7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役員</p> <p>3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>(4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>(4) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合</p> <p>組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>		
(7)	業務実績	以下の全てに該当する業務の実績（以下「業務実績」という）を有すること。	
		対 象 期 間	自 令和2年4月1日 至 令和8年3月24日
		建 築 物 用 途	-
		主 たる 構 造	-
		延 べ 面 積	-
		業 務 内 容	旧県立図書館（設備容量800KVA、非常用発電機100KVA）と同等規模の施設管理業務
		発 注 者	<p>国、県、他の地方公共団体（※1）、その他の公共団体（※2）又は独立行政法人等（※3）（以下、「公共団体等」という。）</p> <p>※1 他の地方公共団体は、地方自治法に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体をいう。</p> <p>※2 その他の公共団体は、公共組合（健康保険組合、土地区画整理組合、土地改良区、農業共済組合等）、営造物法人（公庫、公団、事業団）、地方三公社（土地開発公社、住宅供給公社、道路公団）をいう。</p> <p>※3 独立行政法人等は、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、地方共同法人をいう。</p>
備 考	共同体の構成員としての業務実績は、出資比率20%以上のものに限り対象とする。		

(8)	配置予定技術者	下記の要件を満たす 技術者を配置できること。			
		業務責任者	業務責任者は、下記のいずれかの資格を取得していること。		
			資格	電気主任技術者（第三種以上）	
				第一種電気工事士	
				冷凍機械責任者（第三種以上）	
		業務実績	設備管理について、10年以上の実務経験を有していること。		
		雇用関係	入札に参加しようとする者との間で、入札日前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。		
		業務担当者	業務担当者は、下記の分担業務分野ごとに配置し、分野ごとにいずれかの資格を有すること。		
			分担業務分野	① 電気	電気工事士(第二種以上)
				② 機械	冷凍機械責任者（第三種以上）
③ 危険物取扱者	危険物取扱者甲種又は乙種第4類				
④ 消防士	消防設備士甲種又は乙種第4類				
業務実績	分担業務の①②の担当者は設備管理について、5年以上の実務経験を有していること。				
雇用関係	分担業務の①～③の担当者は入札に参加しようとする者との間で、入札日前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。				
技術者の兼任	・業務担当者③④は業務責任者、業務担当者①、②のいずれかと兼任できる。				
(9)	業務の再委託	<ul style="list-style-type: none"> ・分担業務分野の①～③を再委託しないこと。 ・業務の一部を再委託する場合、再委託先である協力事務所は、当該協力事務所が本県の指名停止措置を受けていないこと。 			
(10)	その他の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・体制は特記による。 ・二人体制の時間帯は、下記を最低限満たした状態であればよい。（内、一人は業務責任者または、同等以上の要件を有する者とする。） （ア）電気主任技術者（第三種以上） または 電気工事士（第二種以上） 			

3 入札手続等

(1) 手続方法	紙入札とする。		
(2) 設計図書の配布	期 間	公告日～ 令和8年3月24日	
	配 布 方 法	沖縄県公式ホームページからダウンロード http://www.pref.okinawa.jp/index.html	
	問 い 合 せ 先	沖縄県総務部 管財課庁舎マネジメント班 電話： 098-866-2106	
(3) 入札期日等	入 札 開 始	令和8年3月25日(水) 11:30	
	持 参 場 所	本庁舎11階第5会議室	
	入札の方法	<p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載。</p> <p>落札金額については、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とします。</p>	
紙入札時の注意事項	<p>(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。</p> <p>(2) この公告の記載に従い、入札書、委任状には業務名及び業務場所を記入すること。</p> <p>(3) 代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。</p>		
(4) 入札の辞退等	<p>紙入札手続後、都合により入札を辞退する場合は、入札締切日時までに入札辞退届（任意様式）を提出すること。</p> <p>また、落札決定までの間に別の業務を落札したことにより、配置予定技術者を本業務に配置できなくなった場合は、直ちに6-(1)の問い合わせ先に報告すること。当該報告がなく、本入札の手続が落札決定まで至った場合、指名停止等を行うことがある。</p>		
(5) 開札日時	令和8年3月25日(水) 本庁舎11階第5会議室で開札（入札締め切り後、速やかに）。		
(6) 入札参加者の事前審査の実施	<p>入札前に、入札参加資格確認申請書及び関係資料（証明資料）（以下「申請書等」という。）を提出すること。当該申請書等により入札参加資格の確認を行う。</p> <p>提出資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（別記様式-1）一般競争入札参加資格確認申請書 ・（別記様式-2）履行実績 ・（別記様式-3）資格者名簿 ・（別記様式-4）協力事務所の名称等 <p>各様式に係る証明資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 一般競争入札参加資格登録申請書 イ 法人にあつては、登記簿謄本（原本） ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書 エ 財務諸表（直近の決算報告書：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を含む） オ 県税（法人事業税及び法人県民税）に関し未納がないことを示す納税証明書（直近3年間分）の原本 カ 当該業務と同等の規模および内容の業務について、2の「業務実績」の「対象期間」に該当する実績を証する書類 キ 業務に必要な資格を有する者の職氏名及び証する書類、並びにその者を雇用していることが確認できる書類 		

(7) 入札参加資格審査 申請書等の提出	(1) 申請書及び契約条項等の入手方法 申請書等の諸様式は、沖縄県公式ホームページに掲載する。 (http://www.pref.okinawa.jp/index.html) (2) 申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。			
	提出期限	令和8年3月17日 (火) 17:00 まで		
	提出先	〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎5階 沖縄県総務部 管財課 庁舎マネジメント班 電話：098-866-2106	提出部数	1部
	提出方法	原則、持参		
(8) 入札参加資格の確認	入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、以下の日までに書面で通知する。 令和8年3月19日 (木) (予定)			
(9) 落札者の決定方法	(1) 開札後、予定価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 最低価格で入札をした者が2人以上いる場合は、くじにより1位の者を落札者とする。 この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者が あるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。 (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行います。入札回数は3回（1回目の入札を含む） までとします。 (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8 号の規定に基づき、随意契約ができるものとします。 (5) 入札者は契約期間中に最低賃金価格の改定が見込まれる場合、その改定見込額について も考慮したうえで入札すること。			
(10) 本入札に係る資料の 取扱い	ア 提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。 イ 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）は、提出期限内に 限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見付かった場合は、入札参加資 格なしとなり、落札者となることはできない。 ウ 提出された申請書等は、返却しない。 エ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 オ 契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。 カ 入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。 キ 資格審査申請事項について、当該資格の有効期間内にやむを得ない事由により次に掲げる 事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。 (1) 商号又は名称 (2) 住所又は所在地 (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） (4) 使用印鑑 (5) 法人にあっては、資本金 (6) 電話番号 ク 資格の取消し等 (1) 入札参加の資格を有する者が「2 入札参加資格」要件非該当に至った場合においては、 当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。 (2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。			
(11) その他	—			

4 入札保証金及び契約保証金

<p>(1) 入札保証金</p>	<p>沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。 入札保証金の金額等は、見積る契約金額*の100分の5以上とする。 *)見積る契約金額とは 入札者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額を当該契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。</p> <p>ただし、沖縄県財務規則第100条第2項及び第102条に基づき、次の(1)、(2)に該当する場合は入札保証金の納付を免除し、(3)、(4)に該当する場合は入札保証金の納付に代わる担保の提供があったものとする。</p> <p>(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約の保険証券の提出があった場合。 (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したと認められる資料の提出があった場合。 (3) 金融機関の入札保証書の提出があった場合。 (4) その他有価証券等の提出があった場合。</p> <p>なお、次の者は入札に関する条件に違反したものととして、その入札を無効とする。 (1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記(1)～(4)のいずれかに係る書類の提出のない者 (2) 入札保証金の金額等が上記の条件に満たない場合 (3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合</p> <p>また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。</p>	
<p>入札保証金 (現金の場合)</p>	<p>依頼期限</p>	<p>令和8年3月17日 (火) 12:00 まで</p>
	<p>依頼提出先</p>	<p>沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎5階 沖縄県総務部 管財課 庁舎マネジメント班 電話： 098-866-2106</p>
	<p>提出方法</p>	<p>① 令和8年3月17日(火)12:00 までに「入札保証金納付書発行依頼書」を提出。持参（配達を確認できる方法にて送付すること）。持参する場合は、事前に連絡をすること。 ② 県が発行する「歳入歳出外現金払込書」により金融機関で納付後、令和8年3月24日(火)17:00 までまでに当該受領書（写）を提出すること。メール又は持参。 ※メールで提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。 (FAXでの提出を希望する場合は個別に対応します。) メール： aa008001@pref.okinawa.lg.jp</p> <p>還付方法：入札終了後、約20日後に登録した口座に振り込み（落札者以外）</p>
<p>入札保証保険証券・入札保証書・契約保証予約証書</p>	<p>提出期限</p>	<p>令和8年3月17日 (火) 17:00 まで</p>
	<p>提出先</p>	<p>沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎5階 沖縄県総務部 管財課 庁舎マネジメント班</p>
	<p>提出方法</p>	<p>原則、持参</p>
	<p>その他</p>	<p>保険期間又は保証期間は、入札日から2か月とする。</p>
<p>過去2箇年の間に履行期限が到来した国又は地方公共団体等との実績により免除に該当する場合</p>	<p>提出期限</p>	<p>令和8年3月17日 (火) 16:00 まで</p>
	<p>提出先</p>	<p>沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎5階 沖縄県総務部 管財課 庁舎マネジメント班</p>
	<p>提出方法</p>	<p>原則、持参</p>
	<p>その他</p>	<p>沖縄県財務規則第100条第2項第3号に該当する2件以上の実績を、配付資料『地方公共団体等契約状況』に記載の上、次の①と併せて提出すること。 ① 契約書の写し（当初契約書から業務完了までの改定契約書を含む。）</p>
<p>有価証券等</p>	<p>受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。 (1) 政府の保証する債券 (2) 銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 (3) 銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 (4) 定期預金債権及び郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証書 (5) 契約担当者が確実に認める社債 (6) 契約担当者が確実に認める金融機関の保証</p>	
<p>(2) 契約保証金</p>	<p>契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金（当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上）を納めなければならない。</p> <p>ただし、契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときには、免除とする。</p>	

5 その他の事項

(1) 配置予定技術者の確認	病気、死亡、退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合を除き、申請書等の差し替えは認めない。また、やむを得ない理由により配置予定技術者を変更する場合は、2 (8) に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
(2) 入札の無効	(1) 入札参加資格の無い者のした入札 (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札 (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札 (4) 入札書の表記金額を訂正した入札 (5) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札 (6) 入札条件に違反した入札 (7) 連合又はその他不正の行為があった入札 (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札 (9) 委任状を持参しない代理人が行った入札
(4) 契約締結の時期等	(1) 本業務に係る契約は、落札者の決定後7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。 (2) 議会議決を要する契約の場合、落札者は、落札決定後7日以内に記名押印した仮契約書の案を提出すること。 (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(5) 業務委託料の変更等	本業務の契約締結後、本業務の業務委託料の変更協議をする場合及び本業務と関連する業務を本業務受託者と随意契約する場合、変更協議又は関連する業務の予定価格の算定は、本業務の受託比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額又は関連業務の設計額に乗じた額で行う。
(6) 入札参加者等の遵守事項	入札参加者は、本入札にかかる公告、仕様書、入札説明書、申請書等に定める事項を正確に理解し、遵守、契約書約款を熟読し、これを遵守すること。

6 本公告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続に関すること	問い合わせ先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎5階 沖縄県総務部 管財課 庁舎マネジメント班 電話：098-866-2106
(2) 上記(1)以外に関すること	問い合わせ先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎5階 沖縄県総務部 管財課 庁舎マネジメント班 電話：098-866-2106
	質問書提出先	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎5階 沖縄県総務部 管財課 庁舎マネジメント班 メール：aa008001@pref.okinawa.lg.jp
	提出期間	公告日～ 令和8年3月16日(月) ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
	提出方法	メール又は持参 ※メールで提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。
	回答方法	質問に対する回答書は以下の期間、下記サイトに掲載する。 http://www.pref.okinawa.jp/index.html
	期間	令和8年3月16日(月)～ 令和8年3月18日(水) ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで